

コラム

石油危機以前の電力危機および電気使用制限令について

地球環境ユニット 省エネルギーグループ
主任研究員 野田 冬彦

東日本大震災では、震災直後に東京電力管内において計画停電が実施され、第 1 次石油危機の 1974 年以来、37 年ぶりに電気事業法第 27 条に基づく電気使用制限令が発動された。第 1 次石油危機がセンセーショナルだったためか、それ以前の 1971 年～1973 年の夏季に電力危機があったことについて語られることが少ない。また、第 1 次石油危機後に、電力会社の一斉値上げが実施されたことについても語られることが少ない。

電気使用制限令の起源は、1939 年の異常渇水による水力発電の低下と石炭不足による火力発電の抑制を背景とした電力調整令の制定・発動に始まる。これ以降、1960 年代初頭に電力不足が解消されるまで、法的・自主的な電気使用制限が続いた。電力不足が解消されたことにより、1965 年に施行された電気事業法において同法 27 条に規定は残されたものの、電気使用制限令は、必要に応じて省令を制定することとされ、一端廃止されている。しかし、数年を経ずして、冷房需要の急増による夏季ピークの増大や公害問題による電源開発の立ち遅れにより新たに電力危機が想定され、1971 年に再び電気使用制限令が公布された。

幸いにして、1971 年は冷夏により電気使用制限令の発動は回避され、1972 年は関西電力管内において電気使用制限令の発動が決定されたものの実施は回避されている。1973 年の夏季は、猛暑による冷房需要の増加、異常渇水による水力発電の低下、光化学スモッグ注意報発令による火力発電の出力抑制によって電力需給が極度にひっ迫し、大口需要家の需要抑制協力および官民あがての節電運動が展開された。この当時は、電源開発が住民運動などで難航し、高度成長を背景とした家電製品の普及による電力消費の急増、火力発電のばい煙による光化学スモッグの発生による発電所の操業停止により、電力需給がひっ迫しており、翌年も電力危機が懸念されていた。こうした中で、石油危機が到来したのである。

最後に、石油危機時の値上げについて述べおく。元来、電力料金の値上げは石油危機以前からの懸案事項であったが、石油危機による燃料費の高騰により 1974 年 6 月には、九電力会社が電気料金を一斉に値上げしている。値上げ幅は各電力会社でばらつきがあるものの、九電力平均で 56.8%、家庭用平均で 28.6%もの値上げが実施されたのである。

節電・省エネルギーといった観点から石油危機前後の状況を整理したものは、ほとんどない。このような通史的な研究も必要であろう。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp